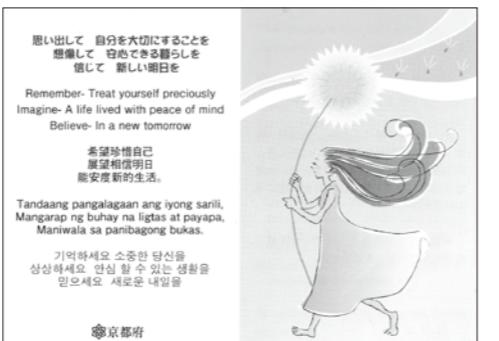


～DV啓発カードの設置に御協力ください～

京都府では、府内の主な相談窓口を紹介する多国語対応（日本語、英語、中国語、タガログ語（フィリピン）、ハングル語の5カ国語）のDV啓発カードを作成しています。

窓口や女性用トイレ等への設置に御協力いただける場合は、京都府府民生活部男女共同参画課（TEL075-414-4291）まで御連絡ください。



～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。

あなたが非難されることはありません。DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口に相談してください。

京都府の主な相談機関

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター DV相談専用電話	075-531-9910	毎日 9:00～20:00(年中無休)
京都府南部家庭支援センター DV相談専用電話	0774-43-9911	平日 9:00～17:00
京都府北部家庭支援センター DV相談専用電話	0773-22-9911	平日 9:00～17:00
京都府男女共同参画センター らら京都 女性相談	075-692-3437	月～土曜日(水曜日・祝日・年末年始除く) 10:00～18:00(月・火曜日 19:00まで)
京都市警察 総合相談室	075-414-0110 (#9110)	月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45
京都市DV相談支援センター (緊急ホットライン)	075-874-4971 075-874-7051	月～土曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:15 相談受付時間外はこちらへ

※緊急時・危険を感じたら迷わず110番

この他にも各市町村役場などに相談窓口が設置されています。

内閣府では、DVに悩んでいる方へ、お近くの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。

全国統一ダイヤル 0570-0-55210

※自動音声によりご案内します。郵便番号（上3桁）又は地域区分から検索してください。

※ご利用には通話料がかかります。

※携帯電話や一部のIP電話からも利用できます。PHS、一部のIP電話からはつながりません。

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL: 075-414-4291 FAX: 075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

配偶者等からの暴力

DV防止啓発ニュース

vol.7

京都府 平成25年3月発行

DV被害者支援シンポジウム2012

～DV被害者支援に係る取組を進めるために～

（主催：配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議）



「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」では、配偶者等からの暴力をなくす啓発期間の取組として、DV被害者への支援に係る取組を府内全域に繋げるため、「DV被害者支援シンポジウム2012」を去る11月12日に京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）で開催しました。シンポジウムでは、講演とパネルディスカッションを実施し、支援者や関係機関・団体など213名が参加しました。

*「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」（平成23年3月設置）

関係機関が情報の共有化を図り、効果的かつ円滑な支援の実施を図る。

基調講演では、中央大学経済学部客員講師、（財）市川房枝記念会 女性と政治センター理事 大日方すみ江氏が『配偶者暴力被害者が同伴する児童への支援について～暴力の連鎖を断ち切るために～』のテーマで講演をされました。DVの基本的な事項として、歴史的な背景や構造及び特性、統計データから見えるDV相談の現状や被害者の属性などが説明されたのち、DVが子どもに与える影響として、直接的な暴力被害に加え、二重の心の傷（親からの暴力と、守ってもらえたかったこと）や、乳幼児期におけるDVによるストレスやトラウマ体験が子どもの心身の発達に及ぼす神経生物学的影響など、一時保護所の母子面談での具体的な事例をあげて説明をされました。

講演後のパネルディスカッションでは、『DV被害者の保護・自立支援に向けて』をテーマに行政機関（福知山市人権推進室）、相談機関（京都市DV相談支援センター）、一時保護所（京都府家庭支援総合センター）、民間団体（京都母子生活支援施設協議会）の4人のパネラーから、それぞれ実施している支援の取組やその取組を通してDV被害者や同伴児童に係る課題・その支援策などの意見が出され、DV被害者の自立支援に向け、支援者や関係機関は何ができるか、何をするべきかを考えたためのきっかけとすることができました。



【パネリストの主な意見等】

- ・被害者支援に関して、市役所内部署と担当課が連絡会を持ち、DV相談や施策を連携している。
- ・警察と市、府との連絡会議を持ち、支援体制について意見交換を実施している。
- ・子どもと直接面談をすると、自分が将来暴力をふるってしまうのではないかといった不安や、両親への複雑な感情など、様々な思いをいだいていることがわかる。子ども自身が思いをため込み、話ができる場所が必要。
- ・母親の特徴として他者との繋がりや子に対する関心が希薄、DVによるパワーレスな精神状態等、自力で立ち直るパワー不足が見られる。

- ・被害者は多くの課題（住宅、経済、就労、子育て、教育等）を抱えている。

こうした複合的な課題は、単一の機関では対応が困難であり、関係機関の連携、途切れのない支援、ネットワーク組織化が必要。

- ・DV等で様々な影響を受けている子ども達には、「暴力をふるわない大人や男性がいること、いつも自分を気にし、話を聞いてくれる人がいること、自分を認めてもらえる居場所があること」が感じられる支援が必要。
- ・DV被害者には、「正しい判断ができたこと、1人ではないこと、生活の場と必要な生活用品があり、生活の目途が立てられること」を感じてもらえる支援を提供し、母子生活支援施設の中で安心・安定した生活を通して自分自身を取り戻してもらうことを大切にしている。等

「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間（11/12～11/25）」の取組

パープルリボンキャンペーン2012を開催しました！

配偶者等からの暴力をなくす啓発期間の初日である11月12日に、京都市との共催により、京都駅前広場にてDV防止の街頭啓発を実施するとともに、取組のシンボルであるパープルリボンにちなみ、京都タワーを紫色にライトアップしました。

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議、京都サンガ、京都学生祭典「京炎そでふれ！普及チーム」のみなさんをはじめ、多くの関係機関の御協力を得て、啓発資材を配布し、DVの根絶を呼びかけました。



京都商工会議所女性会・国際ソロブチミスト京都の御協力により制作した啓発資材

京都母子生活支援施設協議会の御協力による、手作りのパープルリボンバッジ



DV防止啓発講座「DVを考えるつどい」

啓発期間を中心として、府内2市（宇治市・京丹後市）と共に開催しました。

「DV相談から見えてくる児童虐待」（宇治市）

講師 小松明子氏（ウィメンズカウンセリング京都フェミニストカウンセラー）

子どもへの虐待からDVが、DVから子どもへの虐待が明らかになることがあります。児童虐待防止法においても、子どもの目の前の配偶者への暴力は児童虐待と定義されています。

DVなど親密な間柄で継続して暴力が繰り返されると、暴力を振るう「虐待者」と優しく接してくれる「救済者」が同一人物であるため、暴力被害者は傷付けている人と離れられなくなります。暴力被害者の機嫌を損ねず、密接な関係を保てば、自分の身は安全であることから、加害者との親密な関係を保とうと特別な心理状態になります。

DVや虐待を受けて大人になった人は大きな困難を抱えることがあります。その影響は深刻です。

- ・暴力を振るわない人がいることが信じられない
- ・本当の自分を見せたら人は離れて行ってしまうと思い、深く付き合えない
- ・自分を大切にできない。再び傷つかないように、常に警戒している。
- ・相手が怒るのではないかということを重要に思ってしまう。

◆DVを早く見つけて早くケアすることが世代連鎖を防止することにつながります。

「夫婦・親子のよりよい関係をつくるために～DV・虐待のない社会へ向けて～」（京丹後市）

講師 石崎和美氏（ウィメンズネット・こうべ女性問題相談員・DV防止プロジェクト講師）

家族間で、DVや児童・高齢者虐待などの問題が顕在化しています。

こうした背景にはどのような社会の変化が関わっているのでしょうか。家族とは、家庭とはどのような場なのでしょうか。今一度考え、よりよい家族関係を築くためのコミュニケーション方法を学びました。

◆暴力的でないコミュニケーションを意識してみましょう

・私OKあなたOK～お互いを認め合い、尊重する関係～

対等な関係のコミュニケーションでは暴力は起きません。

威圧的な話し方になってしまいませんか？お互いが気を付けましょう。

エスカレートする感情の連鎖を、自分の所で止めましょう。

短所だと思っている所は、見方を変えれば長所になります。



～京都府の支援事業～

デートDVをなくすために

近年、高校・大学生等の若年層において、交際相手からの暴力（デートDV）が問題になっています。

京都府では、若年層における交際相手からの暴力の予防啓発のための冊子を作成・配付しています。また、内閣府男女共同参画局が作成した、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を目的とする予防啓発教材の配付や指導者用DVD（非売品）の貸出も行っています。

いずれも、交際相手との関係だけではなく、広く人間関係において暴力のない「よりよい関係」を築いていくように工夫した内容となっていますので、高校や大学の人権学習等の授業でぜひ御活用ください。

また、京都府では、デートDVの予防・啓発を目的に、府の職員が大学等の授業に出向き、デートDVについて理解を深めてもらうための出前講座を実施しています。大学の授業等でデートDVを取り上げられる際には、ぜひ御相談ください。

問い合わせは京都府府民生活部男女共同参画課（TEL 075-414-4291）まで。

DV被害女性のグループワーク

京都府では、DV被害女性が、同じ体験をした女性と出会い、語り合うことで、お互いを支えあいながら、心理的回復を目指す「DV被害女性のグループワーク」を行っています。

カウンセラーが、各回のテーマに沿って話をし、参加者が自分のペースで安心して参加できるようにサポートします。人前で話すのは難しいと感じる方に、無理にお話しいただくことはありません。そこは、参加者が「ありのままの自分でいること」が、他の参加者の力にもなる場です。秘密は固く守られます。参加者からは「同じような時期に同じことで苦しんでいる人がいたことを知り、自分が辛かったんじゃなかったと涙が出ました」「理不尽に感じていたことがようやくすっきりしました」などの声が寄せられています。問い合わせは京都府男女共同参画センター（TEL 075-692-3433）まで。

DV被害者地域生活サポーター～DV被害者に寄り添いながら社会的自立をサポート～

DV被害者は、暴力から逃れた後も不安や緊張などの心理的状態が続いたり、親族や友人、職場など今まで積みあげてきた人間関係や社会生活が絶たれ、孤立感や将来への不安感などを感じることが少なくありません。

京都府では、このような困難を抱えるDV被害者に対し、社会的自立に向けた支援活動を行うため、「DV被害者地域生活サポート事業」を実施しています。

この事業は、DV被害者に寄り添いながら支援活動を実施するため、京都府に登録している「地域生活サポーター」が、京都府からの依頼に基づき、DV被害者に寄り添い、話し相手となる「寄り添い支援」や行政手続等に同行する「同行支援」などの支援活動を行っています。

【今年度の支援活動の状況】

- ・地方裁判所での保護命令手続や役所での行政手続、ハローワークへの就職相談などのための「同行支援」
- ・DV被害者の話し相手となる「寄り添い支援」（月2～3回程度）

支援を受けたDV被害者からは、「急に1人で生活することになり寂しかったが、話を聞いてもらひほっとした。」

「役所での手續が不安だったが、同行してくれて安心した。」などの感想をいただいています。

なお、今年度も「地域生活サポーター」を養成するため、平成24年9～10月に養成講座を開催し、全講座を修了された方のうち、20名が「地域生活サポーター」として登録されました。今後は、昨年度登録されたサポーターとともにDV被害者に寄り添いながら、社会的自立に向けた支援活動を行います。

人と人との
よりよい
関係を
つくるために
交際相手とのよきな関係をつくるには

